

笛吹市

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画



令和6年3月
笛吹市

■■■ 目 次 ■■■

1 障害福祉計画のあらまし	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	3
(4) 計画の対象とする障がい者	3
(5) 計画に定める事項	3
(6) 障害福祉推進の理念（参考）	4
(7) 障害者基本計画における基本目標（参考）	4
(8) 障害福祉サービスの体系	6
2 成果目標	8
(1) 前回計画の振りかえり	8
(2) 第7期計画の目標値と達成のための方策	11
3 障害福祉サービスの見込量	20
(1) 前回計画の振りかえり	20
(2) 第7期計画の見込量と確保のための方策	22
4 障害児支援の見込量	30
(1) 前回計画の振りかえり	30
(2) 第7期計画の見込量と確保のための方策	31
5 地域生活支援事業の見込量	33
(1) 前回計画の振りかえり	33
(2) 第7期計画の見込量と確保のための方策	34
6 計画の推進（追記事項）	38
(1) 計画の検証と見直し	38
(2) 関係機関との連携	38
参考資料 障害者手帳所持者数の状況	39

1 障害福祉計画のあらまし

(1) 計画策定の目的

笛吹市ではこれまで、平成 18 年度から令和 5 年度までの間、それぞれ 3 か年ずつを計画年度とする 6 期の障害福祉計画を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等について計画的に施策の推進を図ってきました。国においてはこの間、**障害者権利条約**を批准し、**改正障害者基本法**、**改正障害者総合支援法**、**障害者虐待防止法**、**障害者差別解消法**、**改正発達障害者支援法**、**障害者文化芸術活動推進法**、**読書バリアフリー法**、**改正障害者雇用促進法**、**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**などが施行され、これらの法の規定に基づき第 5 次障害者基本計画が策定されています。また、県においては、**山梨県幸住条例**の改正、**山梨県手話言語条例**の制定などが行われました。

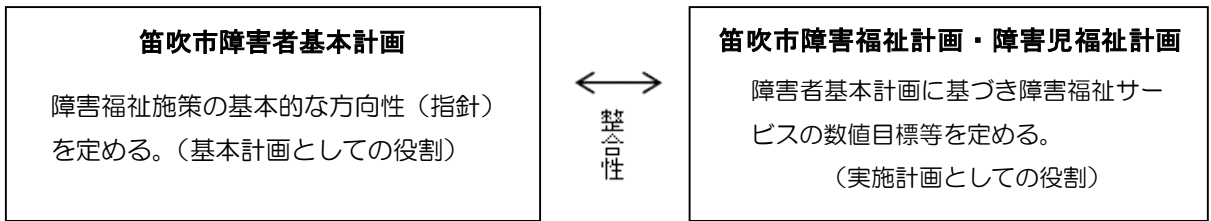
「**笛吹市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画**（以下、「**本計画**」といいます。）は、これら国県の動向を踏まえ、**障害者総合支援法**や**児童福祉法**の基本理念の下、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定します。前回計画である「**笛吹市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画**」での数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を分析した上で、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年を計画期間とし、具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障害福祉施策の一層の充実を図るために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

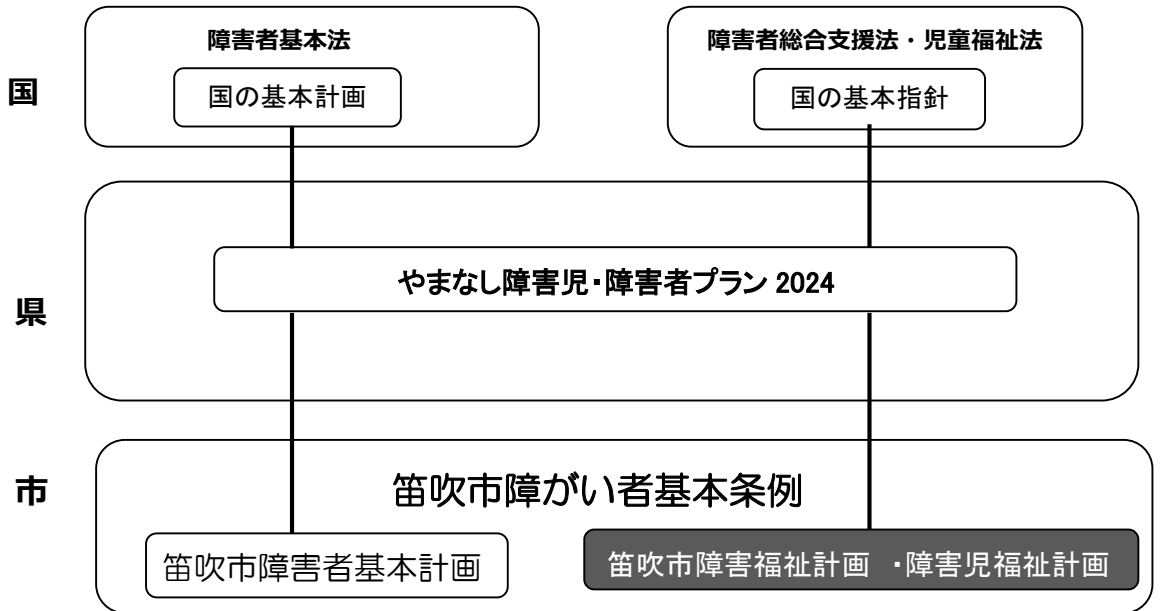
笛吹市では、令和 6 年 3 月に継続的な障害福祉施策を行うため、市としての基本理念や責務などを示した**笛吹市障がい者基本条例**を制定しました。

また、福祉施策の推進計画として、令和 4 年度から**笛吹市総合計画**に基づき福祉分野に共通する地域福祉推進に関する理念およびその具現化のための取組方針を規定した**笛吹市第 4 次地域福祉計画**（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）を推進しています。障害福祉分野としては、障害者施策を推進していくための基本原則および基本的事項を定めた**障害者基本法**第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として、**第 4 次笛吹市障害者基本計画**（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）を推進しています。市町村障害者計画は、国県の方向性を踏まえ、笛吹市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

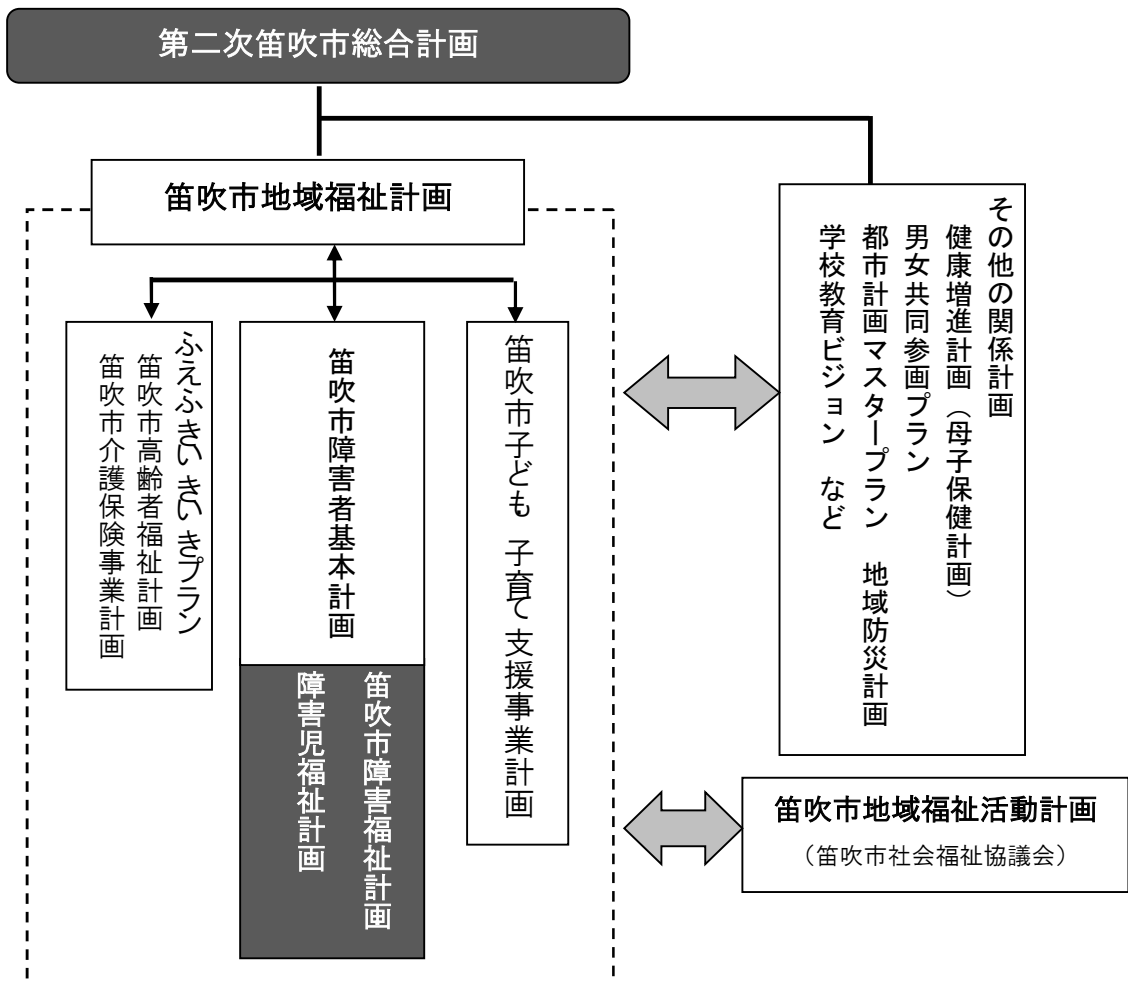
一方、**笛吹市障害福祉計画**は、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**第 88 条に基づき、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき障害福祉サービスの数値目標などを示したものです。このため、本計画は第 4 次**笛吹市障害者基本計画**における施策推進の考え方と一体をなすもので、第 4 次**笛吹市障害者基本計画**に内包される実施計画として位置づけられます。このことから、本市における障害者福祉施策の推進にあたっては、**障害者基本計画**と**障害福祉計画・障害児福祉計画**とが相互に整合性を図りながら進めていきます。



■ 国・県計画や障害福祉計画との関係



■ 笛吹市の関連計画との関係



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から8年度までの3か年とします。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
地域福祉計画		前期 地域福祉計画	第4次地域福祉計画(5年)						次期地域福祉計画	
障害者基本計画		第4次障害者基本計画(6年)							次期障害者基本計画	
障害福祉計画		第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画 (3年)			第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画 (3年)				次期計画 (計画 3年)	

(4) 計画の対象とする障がい者

本計画の対象とする障がい者とは、年齢に関係なく障害者基本法の規定に基づく身体障がい、知的障がい、または精神障がいその他の心身の機能に障がいがあり、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人のことをさします。また、障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次脳機能障がいがある人などを含むものとします。

ただし、本文中において、児童福祉法に基づくサービスなど18歳未満の児童を対象とする場合に「障がい児」、「障がい者(児)」と記述します。

また、本市の公用文や広報等における用字の考え方に従い、原則として「障がい」、「障がい者」のように「がい」の字をひらがなで表記します。(法律名、制度名、機関名等の固有名詞については除きます)

(5) 計画に定める事項

本計画では、次の事項について定めています。

- ①障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標と活動指標
- ②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援、地域生活支援事業、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- ③障害福祉計画・障害児福祉計画の各年度における達成状況を点検および評価する方法など

(6) 障害福祉推進の基本理念（参考）

本市では、「障がい＝主として社会が作り出した問題」ととらえ、社会的障壁の除去や軽減に取組み、障がい者自らの積極的な社会参加の促進や支援を推進していきます。

この考え方のもと、令和3年3月に策定された「第4次障害者基本計画」における障害福祉推進の基本理念は、次のとおりです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき施策の推進を図ります。

障がい者が、身近な地域で自立した豊かな生活を送っていくためには、地域の一員として、主体的に社会のあらゆる活動に参加することができ、また、このことにより自らの能力が最大限発揮され、自己実現が可能となるような環境づくりが必要です。この実現のためには、障がい者がライフステージを通じて直面するさまざまな「困難さ」を、障がい者だけの課題ではなく、地域全体の課題としてとらえる「心のバリアフリー」を市民に推進していく必要があります。障がい者は、この「困難さ」からくる生活のしづらさを補うため、障がい特性などに応じてさまざまな支援を必要としますが、この支援は、行政や支援者側からの押し付けであってはならず、障がい者自らが選んだものでなければいけません。行政、事業者、地域住民など地域を構成するあらゆる人が、それぞれの役割に応じて力を発揮し、また相互の連携のもと、障がい者の年齢や障がいの特性、生活状況などに応じて、必要なとき、必要な人が、必要なだけ手を差し伸べられるような支援体制の構築を図ります。

また、**ノーマライゼーション***の理念のもと、障がい者の主体的な社会参加を通じて、地域社会の担い手として自らその能力を発揮することにより、障がいがある人もない人も互いに認めあい、互いに助けあいながら共生できる地域社会の実現を目指します。本市では、このような基本的な考え方のもと、笛吹市第3次障害者基本計画から障がい者が住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりを目指しています。「笛吹市第4次障害者基本計画」でもこの考え方を踏襲し、基本理念を第3次基本計画と同じ「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」とします。

(7) 障害者基本計画における基本目標（参考）

令和3年3月に策定された「第4次障害者基本計画」における基本目標および施策の方向は、次のとおりとなっています。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画においても、この基本目標に基づき施策の推進を図ります。

* ノーマライゼーション…障がいのある人を特別扱いするのではなく、全ての人がともに地域社会の一員として、普通の生活を送るのが当たり前であるという考え方のこと。

第4次笛吹市障害者基本計画の基本目標

(1) ともに支えあい、安心して生活ができる地域共生社会の実現

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら共生できる社会の実現のためには、「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会を構成するあらゆる人が、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めることにより、障がいの有無に関わらず、ともに助け合い、安心して生活できる環境の整備が必要です。また、障がいがあってもすべての段階のライフステージで一人ひとりが主体となり、自身が望む社会経済的・文化的活動を行うことができる環境づくりも必要です。

このため、さまざまな機会を通じて、身体障がいや知的障がいだけでなく、一般の人が気づきにくい精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等も含めた障がい理解の浸透を図り、市民に対する「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がい者自身も、主体的な地域活動への参画を通じて、その能力や特性に応じた一定の役割を担っていくことにより、日常生活や災害時なども、互いのバリアを補いながら安心して生活できるよう、地域の「きずなづくり」を促進します。

また、こうした地域環境のもと、障がい者のニーズや世帯の状況に応じた福祉、保健・医療、教育、雇用等のサービスの充実を図り、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

(2) 自己決定の尊重および意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえることが大切です。このため、障がい者施策の推進にあたっては、障がい者および障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、さまざまな選択肢の中から障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、年齢や障がいの状況に応じた相談支援体制の整備や障がい特性に応じた意思疎通のための手段の確保に努めるとともに、障がい者本人や家族の高齢化等による「親亡き後の支援」も見据え、本人の意向を尊重した地域生活の実現に向け、福祉サービスの充実や権利擁護体制の充実に努めます。

(3) 当事者・家族等に寄り添った切れ目ない支援

障がいのある児童・生徒の就学や進学時、青年期における自立や就労時、介護保険移行期など、支援者が切り替わるタイミングでは、特に支援の連続性が重要となります。

また、少子高齢化の進行や不安定な社会情勢を背景に、家族の高齢化等による介護力の低下や世帯の経済的問題など、世帯の生活状況に障がい者本人の成長や社会的自立が阻まれてしまうケースも少なくありません。

こうしたことから、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期に至るまでのライフステージを通じて、世帯の生活環境に依存することなく、自分らしく自立した生活が安定して送れるよう、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各機関が有機的、連続的な連携を図り、障がい当事者や家族等に寄り添った切れ目のない支援環境の整備を目指します。

(4) 年齢や障がい特性等に配慮した支援

障がい者福祉の各施策は、年齢、性別、障がいの状況、生活の実態等に応じて、障がい者個々の支援の必要性を踏まえて実施する必要があります。このため、障がい者の年齢や発達段階に応じた適切な支援が提供できるよう、行政、民間事業者、その他の支援団体等が適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援体制の整備を図るとともに、障害者手帳を所持する人だけでなく、発達障がい、難病、高次脳機能障がいなど、生活のしづらさを感じるさまざまな人に対しても、施策の充実を図ります。

女性は、障がいに加えて女性であることによる複合的な課題に直面する場合があります。また障がい児は、本人の発達や自立が世帯の生活環境に影響される場合も多いため、本人への支援だけで

なく、家族の生活状態を踏まえた世帯への支援にも配慮します。

(5) 地域社会のバリアフリー化とアクセシビリティ*の向上

障害者基本法では、障がい者のことを「障がいがある者であって、障がいと社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、「障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいだけでなく社会的な環境にもその要因がある。」という視点が示されています。

このような視点を踏まえ、障害者差別解消法による「合理的配慮」の観点から、障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮し、安心して生活できる環境づくりを図るため、地域社会における障がい者にとっての生活のしづらさの解消やアクセシビリティの向上を図ります。

また、施設整備などハード面のバリアフリー化だけではなく、「心のバリアフリー」を推進することにより、障がい者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進めるとともに、障がい者の自立や主体的な社会参加を促進するため、「障害を理由とする差別」の解消に向けた積極的な取組を行います。

(8) 障害福祉サービスの体系

平成 25 年 4 月、障害者総合支援法が施行されました。障がい者の定義に難病患者などの方が追加され、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続を経た上で、市町村において必要と認められた障害福祉サービスを利用できるようになりました。

障害福祉サービスは、障害者総合支援法のもとに、個々の障がいのある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。このうち自立支援給付は、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付等）、自立支援医療、補装具に分けられます。令和 6 年 4 月施行の改正障害者総合支援法は、「障害児者の地域での生活と就労を充実する」ことを改正の趣旨としています。このことから、障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように、日中活動系サービスに「就労選択支援」が、また精神障害者における障害福祉サービス種別の活動指標として、居住系支援サービスの「自立訓練(生活訓練)」が追加されています。

障がい児支援は、平成 23 年度までは障害種別ごとに支援が実施されてきましたが、児童福祉法の改正により平成 24 年 4 月から身近な地域で支援を受けられるようにするため、入所により支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化され、それまで県が実施主体であった通所サービスについては市町村に移行し、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成が必要となりました。平成 30 年 4 月施行の改正児童福祉法においては、居宅を訪問して児童発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が新設されています。

* アクセシビリティ…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

<障害福祉サービスの体系>

自立支援給付

●障害福祉サービス

訪問系サービス

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労選択支援
- ・短期入所（福祉型・医療型）

居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・施設入所支援
- ・自立訓練（生活訓練）

相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

●自立支援医療

●補装具

障がい児支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

地域生活支援事業

- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- その他の事業（日中一時支援、生活支援、社会参加促進等）

2 成果目標

(1) 前回計画の振りかえり

前回計画である第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定時に見込んだ令和5年度における成果目標に対して、実績値を比較し、評価を行いました。なお、①から④までが障害福祉計画、⑤から⑦までが障害児福祉計画の目標です。

①施設入所者の地域生活への移行

区分	令和元年度末の 施設入所者数 (A)	令和5年度末 入所者数 (B)	削減数 (A-B)	地域移行者数※
目標値	72 人	70 人	2 人	5 人
実績(見込)値		69 人	3 人	0 人

※地域移行者数…施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した人の数

令和元年度末の施設入所者に対する令和5年度末の削減数の目標を2人、地域移行者数を5人と設定しましたが、実際の削減数の実績は3人、地域移行者数は0人となっています。この理由はいくつか考えられますが、今計画期間中に新型コロナウイルス感染症蔓延の影響があり、前計画(地域移行者数実績3人)に比べ地域移行が大幅に進まなかったことが大きな要因です。また、死亡などによる地域移行以外での理由から施設退所となるケースもありました。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

項目	想定する協議体	令和5年度末 実績
市町村ごとの 協議の場の設置	笛吹市地域自立支援 協議会	笛吹市地域自立支援協議会の中で協議を行っている。

本市では地域自立支援協議会の中で協議を行うこととし、令和2年度から協議を開始しています。

③地域生活支援拠点等※の整備

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点 地域生活支援拠点等の数	峡東圏域で1か所	峡東圏域に「面的体制」で整備済み

※地域生活支援拠点等…障がい者の地域生活への移行促進のため、親元からの自立等に係る相談、グループホーム入居等の体験の機会の提供、緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などを集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点を「地域生活拠点」という。拠点を設けず、複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」による整備を行うこともできることとされ、これらも含めて「地域生活支援拠点等」という。

峡東圏域では、既に平成30年度に面的体制で整備をし、事業を行っています。

* 地域包括ケアシステム…重度の要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、行政だけでなく関係機関が連携し、支援を一体的に行う体制のこと。

④福祉施設から一般就労への移行等

○一般就労移行

区 分	令和元年度末 一般就労移行者数 (A)	令和5年度の 一般就労移行数 (B)	割合 (B/A)
目標値	3 人	11 人	3.6 倍
実績 (見込) 値		5 人	1.7 倍

○就労移行支援事業

区 分	令和元年度末 就労移行支援事業 利用者数 (A)	令和5年度の 就労移行支援事業 利用者数 (B)	割合 (B/A)
目標値	6 人	11 人	1.8 倍
実績 (見込) 値		11 人	1.8 倍

○就労移行支援事業所

区 分	令和元年度末 就労支援移行支援 事業所の数 (A)	令和5年度末の 就労移行率が8割以上 の就労移行支援 事業所の数 (B)	割合 (B/A)
目標値	0 か所	1 か所	—
実績 (見込) 値		0 か所	—

○就労定着支援事業

区 分	令和元年度末 就労定着支援事業 利用者数 (A)	令和5年度末の 就労継続者数 (B)	割合 (B/A)
目標値	0 人	5 人	100%
実績 (見込) 値		3 人	100%

令和5年度における一般就労移行者数の目標を11人に設定しましたが、実績は5人（達成率45.0%）と目標設定の約半数の達成率となる見込みです。しかし、令和3年度は2人、令和4年度は5人が一般就労への移行を果たしており、毎年、一定の成果が得られています。

就労移行支援事業利用者数は、11人の目標値に対し、実績は目標値と同数の11人となる見込みです。毎年一定の利用者増が見込まれますが、制度上、就労移行支援事業の利用期間が限られていることや必ずしも就労移行支援事業を利用しなくても就労ができることなど、制度的な制限も勘案し、目標値を見込んでいきます。

就労定着支援事業の利用者数は、5人の目標値に対して、実績は3人となる見込みです。目標値には達しませんでした。令和元年以降は、令和2年度・3年度の各年度が2人、令和4年度が3人と増加しています。

⑤児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

○児童発達支援センター

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点 児童発達支援センターの数	峡東圏域で1か所	峡東圏域で1か所

○保育所等訪問支援サービス提供事業所

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点 保育所等訪問支援サービス 提供事業所の数	峡東圏域で1か所	峡東圏域で1か所

児童発達支援センターの設置は、現状維持の目標でした。保育所等訪問支援サービス提供事業所は、圏域において1か所設置の目標を達成することができました。サービスの認知度が上がるにつれ、児童発達支援および保育所等訪問支援ともサービスの利用ニーズは増加しているため、さらに整備が必要となっています。

⑥重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

○児童発達支援センター（重症心身障がい児支援）

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点 児童発達支援センターの数	峡東圏域で1か所	峡東圏域で未設置

○放課後等デイサービス事業所（重症心身障がい児支援）

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点 放課後等デイサービス 提供事業所の数	峡東圏域で1か所	峡東圏域で1か所

重症心身障がい児のための支援としては、児童発達支援センターを峡東圏域において1か所設置する目標は、達成することができませんでした。放課後等デイサービス事業において圏域内での設置目標は達成できました。

⑦医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	令和5年度目標	令和5年度末 実績
令和5年度末時点の 協議の場の設置	峡東圏域で1か所	峡東圏域で設置済み

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、峡東圏域内で設置を行うことができました。医療的ケア児の支援は、特に医療機関との連携が必要不可欠です。今後も関係機関と連携を図りながら協議を継続していきます。

(2) 第7期の目標値と達成のための方策

笛吹市では、第7期障害福祉計画として①から④、第3期障害児福祉計画として⑤、共通の目標として⑥から⑦の項目について、国の基本指針を基にこれまでの実績や本市の実情を踏まえて令和8年度の目標値を設定し、目標を達成できるよう施策を展開していきます。

① 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 国の指針では、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、
- ・令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること
 - ・令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減すること

が示されています。

なお、令和5年度末において、第6期障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、その未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることとされています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、令和4年度末の施設入所者数である71人を基準として、国の指針に合わせ、今後7.0%に相当する5人を令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者数の削減割合についても、国の指針の割合に合わせ、令和4年度末と比較して5.6%の削減となる4人を目標人数とします。国の指針では、本来、第6期計画における未達成割合を第7期計画の目標値に加えることとされていますが、本市の実情では、これを加えた目標の設定は現実的でないと考えられることから、加えていません。

本市の施設入所者の多くは、それまで在宅福祉サービスを利用して生活をしながらも、それが困難になったため施設入所となっています。施設入所者数の削減や地域生活移行のためには、地域での生活の場の確保はもちろん、地域での生活を支援する環境づくりが必要です。地域での生活を支えるためのサービス供給量の確保や相談支援体制の強化、医療機関等との連携強化といった様々な支援体制の強化のほか、障がい者自身や家族の希望に沿い、適正なサービスの選択ができる体制整備が求められます。

住まい・日中活動の場・地域生活の支援体制など、地域での生活を支える基盤の整備を進めながら、可能な人には地域へ移行することができるよう支援していきます。

項目	数 値	考 え 方
令和 4 年度末時点の 入所者数 (A)	71 人	令和 4 年度末の施設入所者数 (A)
令和 8 年度末時点の 入所者数 (B)	67 人	令和 8 年度末の施設入所者数 (B)
【目標値】 地域生活移行者数 (C)	5 人 (7.0%)	施設入所からグループホーム、一般住宅 等へ移行した者の数 (C) ※ () 内は地域移行の割合 (C/A)
【目標値】 入所者数削減見込 (A - B)	4 人 (5.6%)	入所者数の削減見込 (D = A - B) ※ () 内は削減割合 (D/A)

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

国の指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、市に対しては

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- ・保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ・協議の場における目標設定および評価の実施回数

を定めることとなっています。

また、県の目標として、令和 8 年度末の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）と早期退院率（入院後 3 か月時点・6 か月時点・1 年時点）を目標値として設定します。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、令和 2 年度から笛吹市地域自立支援協議会を協議の場と設定し、協議を行っています。

次期の第 7 期計画においても、退院後の地域生活を継続して支える相談および見守り体制の整備や居住・日中活動の場などの生活基盤整備などの支援体制を構築できるよう、協議の場を通じて検討していきます。また、県や圏域（山梨市、甲州市）、65 歳以上の対象がいることから介護保険制度担当課である長寿支援課・介護保険課とも連携しながら、支援体制の充実を図っていきます。

項目	数値	考え方
協議の場の1年間の開催回数見込	3回	笛吹市地域自立支援協議会の協議の中で協議を行う。
協議の場の参加者数	1人	
保健	1人	
医療（精神科）	1人	
医療（精神科以外）	1人	
福祉	1人	
介護	1人	
当事者および家族	1人	
その他	1人	
協議の場における目標設定	1項目	
協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	

参考《精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量(サービス見込量)》

項目	人数		想定するサービスの区分			
	65歳未満	65歳以上	65歳未満 (介護保険非該当者含む)	人数	65歳以上	人数
地域移行が見込まれる数	10人	11人	共同生活援助	4人	介護老人福祉施設	7人
			生活介護	8人		
			短期入所(福)	2人		

※65歳未満のサービス量合計が地域移行の見込人数を超えているのは、複数サービスを利用することを想定しているためです。

③ 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに市町村または圏域に整備し、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなど効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ・地域生活支援拠点事業の機能充実のために、年1回以上支援の実績などを踏まえ運用状況を検証、検討を行う。
- ・市町村または圏域において、強度行動障がい者を有する人に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、平成30年度に峡東圏域（山梨市、甲州市と共同）で、地域生活支援拠点を「面的な体制により」整備しました。地域生活支援拠点事業では、障がい者の地域生活を支援する機能である①相談、②体験の機会・場の提供、

③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを行います。令和 8 年度末までに峡東圏域においてコーディネーターを配置し、専門的な助言を受けながら、支援体制の検討を行っていきます。

また、強度行動障がい有者に対する支援ニーズを把握し、課題の整理・地域資源の開発などを行い、支援体制の整備を進めていきます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域として「面的体制」を整備済 (山梨市・甲州市と共通目標)
機能の充実に向けた検証 及び検討の年間実施回数	3 回	峡東圏域で実施 (山梨市・甲州市と共通目標)
コーディネーターの配置	1 人	峡東圏域で実施 (山梨市・甲州市と共通目標)

※地域生活支援拠点等とは

国の指針では、障がい者の地域生活への移行を促進するために、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホーム入居等の体験の機会の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能などを各地域内で集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点を「地域生活拠点」という。

拠点を設けず、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」による整備を行うこともできることとされ、これらも含めて「地域生活支援拠点等」という。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用をして一般就労へ移行する人の数を、令和 8 年度末には令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすること
- ・就労移行支援を利用し、一般就労へ移行する人の数を令和 8 年度末には令和 3 年度実績の 1.31 倍以上とすること
- ・就労継続支援 A 型および B 型を利用し、一般就労へ移行する人の数を令和 8 年度末に、A 型は令和 3 年度実績の 1.29 倍以上、B 型は令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすること
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること
- ・就労定着支援事業の利用者数について、令和 3 年度実績の 1.41 倍以上とすること
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業のうち、定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする

としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

○福祉施設利用者の一般就労

本市では、令和3年度における一般就労移行者数は3人、令和4年度は5人、令和5年度(見込)は6人であり、年々増加しています。しかし、第6期計画の目標値は11人だったため、この目標は未達成となります。国の指針では、第6期計画における未達成分を第7期の目標値に加えることとされていますが、本市の実績からは、未達成数を加えた目標設定は現実的ではないと考えられるため、令和8年度の目標値は、令和3年度の一般就労移行者数の2.6倍の8人とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の 一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度の 一般就労移行者数(B)	8人 (2.6倍)	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 ※()内は増加率(B/A)
就労移行支援の 一般就労移行者数	4人 (1.3倍)	令和3年度実績(2人)の1.31倍以上 ※()内は増加率
就労継続支援A型の 一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	令和3年度実績(0人)の1.29倍以上 ※()内は増加率
就労継続支援B型の 一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	令和3年度実績(0人)の1.28倍以上 ※()内は増加率

○職場定着率の増加

国の指針を踏まえて、令和8年度中における一般就労移行者の目標値8人のうち5人が、職場定着支援事業を利用して一般就労することを目標人数として設定します。

就労定着支援事業所における国の指針に対しては、市内に職場定着支援事業所がないことから、目標設定は行いません。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置すること
- ・障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、市町村または圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所訪問支援等を活用しながら、すべての市町村にお

いて、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保すること
- 医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを市町村または圏域で配置すること

としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

○障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターは峡東圏域で1か所が既に整備されていますが、サービスの利用ニーズはますます増加しています。このため、市内に1か所を設置し、峡東圏域内で計2か所とします。

保育所等訪問支援サービス提供事業所は、現在、峡東圏域内に1か所の事業所があります。今後は、児童発達支援センターを中核とする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	峡東圏域で1か所	令和3年度末時点の児童発達支援センターの設置数
令和8年度末時点児童発達支援センターの数	峡東圏域で2か所	峡東圏域および笛吹市として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

○重症心身障がい児・医療的ケア児への支援

身近な地域で重症心身障がい児が支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保と支援の充実を目指します。

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、峡東圏域で1か所が既に整備されていますが、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は現在、整備されていないため、峡東圏域で1か所の設置を目指し、関係機関と検討を行っていきます。

項目	数値	考え方
令和3年度末時点の重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	峡東圏域で0か所	令和3年度末時点の児童発達支援事業所数
令和8年度末時点の重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	峡東圏域で1か所	峡東圏域として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

項目	数 値	考 え 方
令和 3 年度末時点の重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	峡東圏域で 1 か所	令和 3 年度末時点の放課後等デイサービス事業所数
令和 8 年度末時点の重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	峡東圏域で 1 か所	峡東圏域として整備する。(山梨市・甲州市と共通目標)

また、医療的ケア児支援のための協議の場は、峡東圏域において既に設置が行われています。今後も協議を継続し、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。また、医療的ケア児等コーディネーターについては、現状の 2 人を維持します。

項目	数 値	考 え 方
令和 8 年度末時点の医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	2 人	令和 8 年度末時点で医療的ケア児等に関するコーディネーターを 1 人以上配置する

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

国の指針では、

- ・市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組に必要な協議会の体制を確保すること

としています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

本市では、平成 27 年に市障がい者基幹相談支援センターを設置しました。市内 4 か所の計画相談支援事業所と委託契約を締結し、委託相談支援事業所との連携を図りながら、障がい者児に係る様々な相談を受けています。

また、市内には令和 5 年度末現在 6 か所の計画相談支援事業所があります。計画相談支援は、原則として障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となっていることから、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できないことが多くなっています。このため、市障害福祉課や基幹相談支援センター、笛吹市地域自立支援協議会での取組を通じ、相談支援専

門員の人材育成とサービス等利用計画の質の向上、事業所や関係機関との連携強化に努め、相談支援体制の充実を図ります。

令和6年度からは、総合支援法および児童福祉法の改正により、障がい児に対する福祉サービスのさらなる充実が図られます。障がい児の早期発見・支援、健全な育成を進めるために、市に設置が予定されている「こども家庭センター」と連携した支援体制を構築していきます。

地域自立支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善等については、地域自立支援協議会を通して地域の課題等の検討等が行えるように、ニーズに対応した部会の設置や協議会の体制や参加機関等について、協議会内や部会等において検討し、支援体制の強化への対応を協議していきます。

項目	数値	考え方
総合的・専門的な相談支援実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保	1か所	基幹相談支援センター等の設置数

項目	見込量			考え方	
	R6	R7	R8		
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	市担当課による指導・助言
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件	10件	10件	地域自立支援協議会専門部会での取組
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	7回	7回	7回	地域自立支援協議会専門部会での取組
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	4回	4回	地域自立支援協議会専門部会での事例検討
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	委託相談支援事業所での配置数
地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回	地域自立支援協議会専門部会・事業者からの事例提供をもとに実施
	地域自立支援協議会の参加事業者・機関数	23事業所	23事業所	23事業所	市担当課および部会での取組
	地域自立支援協議会の専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会	地域自立支援協議会での設置
	地域自立支援協議会の専門部会の実施回数(頻度)	24回	24回	24回	地域自立支援協議会専門部会での取組

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 国の指針では、
- ・市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築することとしています。

【市の成果目標とその達成のための方策】

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業者の増加に伴い、サービスの質の向上が求められています。障害者総合支援法の理念や具体的内容を理解し、利用者が本当に必要とする適正なサービス等の提供が必要です。このため、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体と共有する目標を設定し、職員および関係者の資質向上に努めます。

項目	数値	考え方
県等が実施する研修への市職員の参加人数	2人	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する取組	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 前回計画の振りかえり

区分	単位	基準値	目標値				実績値			達成率 (令和5年度)
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)		
訪問系	居宅介護	時間	1,113	840	860	890	745	804	825	92.7 %
		人	75	62	63	64	68	70	75	117.2 %
	重度訪問介護	時間	888	1,290	1,393	1,504	1,049	1,034	1,044	69.4 %
		人	10	13	14	15	18	18	20	133.3 %
	同行援護	時間	9	60	60	60	26	23	25	41.7 %
		人	2	5	5	5	4	4	5	100.0 %
	行動援護	時間	462	443	462	462	328	343	357	77.3 %
		人	20	19	20	20	14	15	16	80.0 %
	重度障害者等 包括支援	時間	0	0	5	5	0	0	1	20.0 %
		人	0	0	1	1	0	0	1	100.0 %
日中活動系	生活介護	人日	3,076	2,900	2,940	3,000	3,042	3,152	3,200	106.6 %
		人	151	145	147	150	165	173	176	117.0 %
	自立訓練 (機能訓練)	人日	5	5	5	5	0	0	5	00.0 %
		人	1	1	1	1	0	0	1	00.0 %
	自立訓練 (生活訓練)	人日	53	95	114	133	120	194	209	157.1 %
		人	3	5	6	7	6	10	11	157.1 %
	就労移行支援	人日	174	112	148	174	182	149	159	91.4 %
		人	11	7	9	11	11	10	11	100.0 %
	就労継続支援 (A型)	人日	436	494	513	532	845	800	944	177.4 %
		人	23	26	27	28	45	43	51	182.1 %
	就労継続支援 (B型)	人日	1,626	1,938	2,023	2,125	2,177	2,437	2,416	113.7 %
		人	98	114	119	125	130	146	151	112.5 %
	就労定着支援	人	2	2	2	2	3	4	5	250.0 %
	療養介護	人	7	8	8	8	8	9	9	112.5 %
短期入所(福祉型)	人日	261	315	364	389	147	118	124	31.8 %	
	人	40	45	52	64	25	19	20	31.3 %	
短期入所(医療型)	人日	26	40	50	55	23	27	32	58.2 %	
	人	4	6	7	8	2	2	2	25.0 %	
居住系	自立生活援助	人	3	2	2	3	1	1	1	33.3 %
	共同生活援助	人	39	44	51	57	50	59	65	114.0 %
	施設入所支援	人	76	77	77	78	73	71	69	88.46 %
相談支援	計画相談支援	人	43	65	70	75	92	98	104	138.7 %
	地域移行支援	人	2	1	1	1	0	0	1	100.0 %
	地域定着支援	人	2	2	2	2	1	1	1	50.0 %

※「人日」…1人1ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

前回計画では、平成30年度から令和元年度にかけてのサービス利用の伸び率などを参考に目標を設定しましたが、障害福祉サービスの全体的な傾向として、前回の計画値に対して実績見込値が上回っている状況がみられます。制度の成熟とともに、相談支援事業者や基幹相談支援センター・委託相談事業所・保健師などとの連携体制が確立されてきたことにより、ニーズの掘り起こしにつながり、サービスの周知がすすんだことや、サービス提供事業者が増加したこと等により、障がい者本人の自立に向けた支援や家庭での介護力を補うために積極的にサービスが利用できる環境が整ってきたと考えられます。

ただ、この期間中は令和2年度当初から新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響があり、サービス種別によりサービス利用率が伸びないものがありました。サービス利用率が低迷したものは、外部からサービス提供従事者が利用者宅に訪問するものや、短期入所などですが、理由としては感染拡大を防ぐためサービス利用に制限が掛かっていたと思われれます。また他の理由としては、当初見込んでいたほどサービス事業所が増えなかったことや利用できる期間に制限があるなどの制度上の要因なども考えられ、まだまだニーズにこたえるためのサービス供給量が十分確保できていない実態がみられます。

① 訪問系サービス

「居宅介護」や「同行援護」については、利用人数・利用時間が徐々にコロナ前の水準に戻ってきています。「重度訪問介護」および「行動援護」については、ほぼ横ばいです。居宅介護については、令和3年度に利用実績が減少しましたが、徐々に利用者数が増加しているため、今後はサービス提供事業所の不足により、サービス供給量が確保できない可能性について留意する必要があります。

② 日中活動系サービス

日中移動系サービスについては、全般的に計画値を実績値が大きく超えているサービスが目立ちます。個々のサービスについて確認すると、「生活介護」については、コロナ禍であっても利用日数・利用人数とも計画値を超えています。「自立訓練（機能訓練）」については、峡東圏域内にサービス提供事業所がないことも影響してか利用実績がほとんどありませんでした。大幅に利用実績が増加したサービスは「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援(A・B)」、「就労定着支援」が挙げられます。この理由としては、コロナ禍において障がい者枠で就労してきた人が雇用継続出来なくなり、就労継続支援を利用することになったほか、就労継続支援事業所の数が増えてきたことにより、サービスが潤沢に供給されるようになったことも考えられます。また「障害者雇用」への支援について、徐々に周知がされるようになり、「就労定着」等を利用しながら、就労につながるようになったのではないかと推測されます。

「短期入所」については、福祉型・医療型とも当初見込みよりも利用人数は減少しています。医療型の利用日数は、減少傾向にはありましたが、一定の利用日数を確保しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、福祉型の短期入所事業所で受入れがしづらい状況があったことや、また医療型につ

いては、感染症の罹患のリスクを減らすため入退所の回数を少なくし一人が長期間にわたり利用したことが関係していると思われます。

③ 居住系サービス

「自立生活援助」は計画値を下回っており、利用人数は少なく横ばい傾向にあります。「共同生活援助」の利用者は、コロナ禍にあっても一定数の増加傾向がみられましたが、これは利用ニーズの増加に伴い、徐々に受け入れの事業所数も増加したことから、一定のニーズを満たすことができたためと考えられます。「施設入所支援」については、計画では3年間で5人の減少を見込みましたが、実数見込みは4人の減少にとどまると考えられます。

④ 相談支援

「計画相談支援」については、計画値を大きく上回っています。これは、サービス利用者が増加していることによるものですが、計画相談支援事業所の数は思うように増加していないため、利用ニーズを満たすために計画相談支援事業所の確保が課題となっています。「地域移行支援」、「地域定着支援」の令和5年度末の実績（見込）はいずれも1人を見込んでいます。

(2) 第7期計画の見込量と確保のための方策

① 訪問系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値		
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
居宅介護	825 時間	836 時間	847 時間	858 時間
	75 人	76 人	77 人	78 人
重度訪問介護	1,044 時間	1,079 時間	1,113 時間	1,148 時間
	20 人	22 人	24 人	26 人
同行援護	25 時間	30 時間	30 時間	30 時間
	5 人	6 人	6 人	6 人
行動援護	357 時間	357 時間	357 時間	357 時間
	16 人	16 人	16 人	16 人
重度障害者等包括支援	1 時間	2 時間	2 時間	2 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人

※ 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和5年度上半期（4月～8月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、基準値である令和5年度の見込量を算出しました。

次に令和6年度以降の見込み量については、令和5年度実績見込みを基本とし、これに令和2年度～令和4年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、令和8年度まで算出しました。

ただし、伸び率の算出及び目標値の設定にあたり、前計画期間中に新型コロナウイルス感染症の蔓延がありましたので、従来の方法では数値目標設定ができませんでした。そのため、過去の伸び率を参考に地域自立支援協議会の事業所連絡会や当事者・家族部会で意見聴取をし、目標値の設定を行いました。

【見込量確保のための方策】

- ・現状の利用動向や今後の利用ニーズ、特別支援学校卒業者などサービス新規利用見込み等を十分に調査、検討し、サービス提供事業者との連絡調整を密にして利用量の確保に努めます。
- ・障がい者のニーズに合わせたサービス提供が確保できるよう、民間事業者の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を支援します。
- ・障がい種別に区別なく、個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるよう、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値		
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	3,200 人日	3,222 人日	3,258 人日	3,294 人日
	173 人	179 人	181 人	183 人
自立訓練(機能訓練)	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
	1 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練(生活訓練)	194 人日	200 人日	209 人日	209 人日
	10 人	11 人	11 人	11 人
就労選択支援	— 人	— 人	6 人	6 人
就労移行支援	159 人日	159 人日	159 人日	159 人日
	11 人	11 人	11 人	11 人
就労継続支援(A型)	952 人日	976 人日	1,000 人日	1,024 人日
	51 人	52 人	54 人	55 人
就労継続支援(B型)	2,448 人日	2,496 人日	2,576 人日	2,656 人日
	153 人	156 人	161 人	166 人

就労定着支援	5 人	5 人	5 人	5 人
療養介護	9 人	10 人	10 人	10 人
短期入所(福祉型)	124 人日	126 人日	132 人日	138 人日
	20 人	21 人	22 人	23 人
短期入所(医療型)	32 人日	32 人日	32 人日	32 人日
	2 人	3 人	3 人	3 人

※「人日」…1 人 1 ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1 ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和 5 年度上半期(4 月～8 月分)の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、基準値である令和 5 年度の見込量を算出しました。

次に令和 6 年度以降の見込み量については、令和 5 年度実績見込みを基本とし、これに令和 2 年度～令和 4 年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素(特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など)を検討し、令和 8 年度まで算出しました。

ただし、伸び率の算出及び目標値の設定にあたり、前計画期間中に新型コロナウイルス感染症の蔓延がありましたので、従来の方法では数値目標設定ができませんでした。そのため、過去の伸び率を参考に地域自立支援協議会の事業所連絡会や当事者・家族部会で意見聴取をし、目標値の設定を行いました。

なお、見込量の算出にあたっては、山梨県第 7 期障害福祉計画(やまなし障害児・障害者プラン 2024)で設定する長期入院精神障害者の減少目標を踏まえ、笛吹市において見込まれる精神障がい者の退院者数や状況に応じたニーズも見込んだ上で算出しています。

※新規区分である「就労選択支援」については令和 7 年度から実施計画となっています。本計画策定時に国から提示されている情報が少ないため、県やサービス提供事業所等に意見を求め予測値を算出しています。

【見込量確保のための方策】

- 基幹相談支援センターや地域自立支援協議会を中心に事業者間のネットワーク強化を図り、利用者の意向に合致したサービス提供ができるよう連携体制を整備していきます。
- 職場での人間関係の苦手さにより、就労につながらないケースが多いことを踏まえ、基幹相談支援センターや相談支援事業所における相談支援体制を強化していきます。
- 多様な主体の民間事業者の参入を促進し、サービス供給体制の充実を支援します。
- 利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- 障がい者の経済的自立を進める観点から、本市における契約業務での障がい

者就労施設等への優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。

③ 居住系サービス

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値		
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立生活援助	1 人	2 人	2 人	2 人
共同生活介護	65 人	71 人	78 人	85 人
施設入所支援	69 人	68 人	68 人	67 人

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和5年度上半期（4月～8月分）の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和5年度の見込量を算出しました。

次に令和6年度以降の見込み量については、令和5年度実績見込みを基本とし、これに令和2年度～令和4年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素（特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など）を検討し、令和8年度まで算出しました。

ただし、伸び率の算出及び目標値の設定にあたり、前計画期間中に新型コロナウイルス感染症の蔓延がありましたので、従来の方法では数値目標設定ができませんでした。そのため、過去の伸び率を参考に地域自立支援協議会の事業所連絡会や当事者・家族部会で意見聴取をし、目標値の設定を行いました。

なお、見込量の算出にあたっては、山梨県第7期障害福祉計画（やまなし障害児・障害者プラン2024）で設定する長期入院精神障がい者の減少目標を踏まえ、笛吹市において見込まれる精神障がい者の退院者数や状況に応じたニーズも見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- ・障がい者の状況に適合した入所施設の利用を支援するとともに、地域での生活に移行できるよう関係機関での連携を強化して地域移行を支援します。
- ・施設入所者の地域移行を進めるための受け皿としてのグループホームなどの施設整備が不可欠です。障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズや事業者の意向を把握し、支援の充実を図ります。
- ・利用者や家族への情報提供を行うとともに、障がい者施設との情報交換にも努め、地域移行しやすい環境づくりを進めます。

④ 相談支援

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
計画相談支援	104 人	110 人	116 人	121 人	
地域移行支援	1 人	1 人	1 人	1 人	
地域定着支援	2 人	2 人	2 人	2 人	

※「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとに、令和5年度上半期(4月～8月分)の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和5年度の見込量を算出しました。

次に令和6年度以降の見込み量については、令和5年度実績見込みを基本とし、これに令和2年度～令和4年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素(特別支援学校卒業によるサービス利用開始、これ以外のサービスの利用開始、サービスの供給体制の増減など)を検討し、令和8年度まで算出しました。

ただし、伸び率の算出及び目標値の設定にあたり、前計画期間中に新型コロナウイルス感染症の蔓延がありましたので、従来の方法では数値目標設定ができませんでした。そのため、過去の伸び率を参考に地域自立支援協議会の事業所連絡会や当事者・家族部会で意見聴取をし、目標値の設定を行いました。

【見込量確保のための方策】

- ・当事者や家族などが気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ・すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう、地域自立支援協議会などを通じて相談支援専門員等の連携を強化するとともに、研修や事例検討等を通じて人材育成を支援します。

《参考指標》精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

【必要な量の見込み】

	基準値	計画値			
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	1 人	
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人	
共同生活援助	22 人	23 人	24 人	25 人	
自立生活援助	0 人	2 人	2 人	2 人	
自立訓練 (生活訓練)	1 人	1 人	1 人	1 人	

成果目標の②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(P12)に対応した活動目標です。それぞれの区分から精神障がい者に対するサービス見込量を抜き出し示したものです。

第7期計画から精神障がい者に係る区分として、新たに自立訓練(生活訓練)がこれまでの日中活動系サービスとは別建てでサービス見込み量を抜き出して計画することになりました。

<障害福祉サービスの内容>

<訪問系>

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、家事援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護などを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

<日中活動系>

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	※令和 7 年度より実施 障害者本人が就労先・働き方について選択ができる様に、就労アセスメントの手法を活用して希望にあう選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業や自宅への訪問や来所によって、必要な連絡調整や指導・助言を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護を行います。

<居住系>

サービス名	内 容
自立生活援助	施設利用していた人が一人暮らしを希望したときに、生活や健康、地域住民との関係などに確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

<相談支援>

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。
地域移行支援	施設や病院に長期入所等していた人が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らししている人等について、夜間なども含む緊急時における連絡、相談等を行います。

4 障がい児支援の見込量

(1) 前回計画のふりかえり

【必要な量の見込み】

区分	単位	基準値	目標値			実績値			達成率 (令和5年度)
		令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	
児童発達支援	人日	378	393	442	444	365	351	372	83.8%
	人	29	31	34	37	39	36	37	100.0%
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0%
	人	0	0	0	0	0	0	0	0%
放課後等デイサービス	人日	1,049	1,243	1,320	1,419	1,873	2,039	2,194	154.6%
	人	93	113	120	129	195	214	231	179.0%
保育所等訪問支援	人日	7	9	10	12	13	12	12	100.0%
	人	7	9	10	12	12	11	12	91.7%
居宅訪問型児童発達支援	人日	-0	0	0	1	0	0	1	0%
	人	-0	0	0	1	0	0	1	0%
障害児相談支援	人	27	27	36	45	35	39	43	95.6%

※「人日」…1人1ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

「児童発達支援」については、利用日数は計画値を下回り、利用人数は計画値と同数となっています。利用ニーズの伸びに事業所のサービス供給量が追いついておらず、希望どおりの利用が出来ていないことが推測できます。事業者数は増加していますが、今後もニーズに見合うサービス供給量の確保が求められます。

「放課後等デイサービス」は、計画を大きく上回っています。サービス提供事業所数も増加しており、サービス内容の浸透や利用ニーズの高まりに対し、それに応えるだけの事業所のサービス供給量が確保できているためだと考えられます。

「保育所等訪問支援」については、利用日数、利用人数ともほぼ計画値に近い推移となっています。

障がい児のサービスの利用は、制度の周知や療育の必要性に対する理解が進んだことにより利用ニーズが増加しています。本来、利用者の増加に伴い、「障害児相談支援」の利用人数も伸びるのですが、計画を下回っているのは、事業所数が増加せず、セルフプランで対応するなどしているためです。サービス供給量の確保が課題となっています。

(2) 第7期計画の見込量と確保のための方策

【必要な量の見込み】

	基準値		計画値			
	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
児童発達支援	372 人日	377 人日	382 人日	388 人日	382 人日	388 人日
	37 人	38 人	39 人	40 人	39 人	40 人
放課後等デイサービス	2,194 人日	2,289 人日	2,384 人日	2,479 人日	2,384 人日	2,479 人日
	231 人	241 人	251 人	261 人	251 人	261 人
保育所等訪問支援	12 人日	13 人日	14 人日	15 人日	14 人日	15 人日
	12 人	13 人	14 人	15 人	14 人	15 人
居宅訪問型児童発達支援	1 人日	1 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
障害児相談支援	43 人	45 人	48 人	51 人	48 人	51 人

※「人日」…1人1ヶ月あたりの平均利用日数 「人」…1ヶ月あたりの平均利用人数(実人員)

【見込量算出の考え方】

令和5年度上半期(4月～8月分)の利用実績を基に、下半期はそのまま推移することと仮定し、令和8年度の見込み量を算出しました。

令和6年度以降の見込み量については、令和5年度見込み量を基本とし、これに令和2年度～令和4年度の伸び率を加味するとともに、各年度において利用増が見込まれる要素(新規利用開始、サービスの供給体制の増減など)を検討し、令和8年度まで算定しました。市では、令和8年4月をめぐりに市内に児童発達支援センターの設置を目指して準備中ですが、動向が不透明なため令和8年度は急激な利用者増は見込まず、これまでどおりの伸び率で算出しています。

前計画にあった医療型児童発達支援は、令和4年の児童福祉法改正において、福祉型と医療型の一元化が図られ、児童発達支援の中で計上しています。

【見込量確保のための方策】

- ・事業者との連携を図りながら対象児の実態把握に努め、障がいのある児童の成長に応じた適切な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- ・障がいのある児童とその保護者(家族)が適切なサービスを選択できるよう、サービス内容への理解の浸透を図ります。
- ・障がいのある児童とその保護者(家族)のニーズに応じた十分なサービス量を確保できるよう、児童サービスの質の確保を図りながら、事業者へサービス供給体制拡大の働きかけを行います。

<障がい児支援の内容>

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある児童が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または団体生活への適応のための訓練を受けます。
医療型児童発達支援	障がいのある児童が通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を受けます。 ※令和4年6月の児童福祉法改正において、福祉型と医療型の一元化が図られました。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童が、授業の終了後または休業日に通い、社会との交流の促進、生活能力の向上のために必要な訓練等を受けます。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を相談支援専門員が訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障害のある児童の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所サービスを適切に利用できるように、指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成します。

5 地域生活支援事業の見込量

(1) 前回計画の振りかえり

区分	指標・単位等			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)
		見込	実績			
(1) 相談支援事業						
① 障がい者相談支援事業						
基幹相談支援センター	設置の有無	見込	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数(箇所)	見込	4	5	5	5
		実績	4	4	4	4
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	見込	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	見込	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有
(2) 成年後見制度利用支援事業						
① 成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	見込	13	15	15	15
		実績	4	6	10	10
② 法人後見支援事業	実施の有無	見込	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有
③ 市民後見人養成等事業	実施の有無	見込	有	有	有	有
		実績	有	有	有	有
(3) 支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	見込	20	22	24	24
		実績	22	22	22	22
② 手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	見込	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1
③ 手話朗読奉仕員養成事業	利用者数(人)	見込	60	65	70	70
		実績	56	75	65	65
④ 意思疎通支援者派遣事業(R4年度から)	利用者数(人)	見込	—	2	2	2
		実績	—	0	0	0
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	給付件数(件)	見込	1	1	2	2
		実績	1	1	2	2
② 自立生活支援用具	給付件数(件)	見込	2	4	4	4
		実績	1	3	8	8
③ 在宅療養等支援用具	給付件数(件)	見込	10	10	10	10
		実績	6	4	3	3
④ 情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	見込	55	60	65	65
		実績	11	6	5	5
⑤ 排泄管理支援用具	給付件数(件)	見込	1,800	1,800	1,800	1,800

		実績	1,574	1,606	1,700			
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数(件)	見込	1	2	2			
		実績	3	3	3			
(5)移動支援事業								
移動支援事業	利用者数(人)/のべ 利用時間数(時間)	見込	190	5,800	190	5,800		
		実績	172	3,913	170	2,870	168	2,700
(6)地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業 (自市町村分)	実施箇所数(箇所)/ のべ利用人数(人)	見込	5	9,000	5	9,000		
		実績	5	8,656	3	6,417	3	6,000
地域活動支援センター事業 (他市町村分)	実施箇所数(箇所)/ のべ利用人数(人)	見込	2	250	2	250		
		実績	2	21	2	22	2	30
(7)その他の事業								
①日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)/ 利用者数(人)	見込	50	200	55	250	60	300
		実績	41	190	39	199	44	220
②生活支援事業	利用者数(人)	見込	600	700	700			
		実績	916	618	650			
③社会参加促進事業	利用者数(人)	見込	50	100	100			
		実績	44	23	50			

(2) 第7期計画の見込量とその確保のための方策

【必要な量の見込み】

区分		指標・単位等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)相談支援事業					
①障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センター	設置の有無		有	有	有
相談支援事業	実施箇所数(箇所)		4	4	5
②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無		有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無		有	有	有
(2)成年後見制度支援事業					
①成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)		12	15	15
②法人後見支援事業	実施の有無		有	有	有
③市民後見人養成等事業	実施の有無		有	有	有
(3)意思疎通支援事業					
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)		22	24	26
②手話通訳者設置事業	実設置者数(人)		1	1	1
③手話・朗読奉仕員養成事業	実施の有無		有	有	有
④意思疎通支援者派遣事業	実施の有無		有	有	有

(4) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	給付件数(件)	1	1	2			
②自立生活支援用具	給付件数(件)	5	7	10			
③在宅療養等支援用具	給付件数(件)	10	10	10			
④情報・意思疎通支援用具	給付件数(件)	10	10	10			
⑤排泄管理支援用具	給付件数(件)	1,800	1,800	1,800			
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数(件)	3	3	3			
(5) 移動支援事業							
移動支援事業	利用者数(人)/のべ利用時間数(時間)	170	3,000	175	3,500	180	4,000
(6) 地域活動支援センター事業							
地域活動支援センター事業(自市町村分)	実施箇所数(箇所)/のべ利用人数(人)	3	7,000	3	7,000	3	7,000
地域活動支援センター事業(他市町村分)	実施箇所数(箇所)/のべ利用人数(人)	2	100	2	100	2	100
(7) その他の事業							
①日中一時支援事業	実施箇所数(箇所)/利用者数(人)	45	230	47	240	50	250
②生活支援事業	利用者数(人)	650		700		750	
③社会参加促進事業	利用者数(人)	50		60		70	

【事業内容および事業推進に向けた考え方】

地域生活支援事業は、障がいがある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟かつ効果的にサービスを提供する事業です。

障がいのある人一人ひとりが、障害福祉サービスを利用しながら、身近な地域で自立した生活が送られるよう、効果的な事業実施を推進します。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施が可能なことから、この計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

<地域生活支援事業の事業内容および事業推進に向けた考え方>

事業名	事業内容	考え方
(1) 相談支援事業		
① 障害者相談支援事業	障がい者などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。	地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」を中心に、障がい者やその家族が身近な地域でいつでも気軽に相談できる相談体制の構築を図り、障がい者が自立した日常生活または社会生活を送れる地域づくりを目指します。 また、地域自立支援協議会を通じて困難ケースの検討や関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。
② 市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センターなどに配置することや、地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施します。	
③ 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を行います。	
(2) 成年後見制度支援事業		
① 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、制度利用のための手続きや費用の支援を行い、障がい者の権利が守られるようにします。	後見センターふえふき（笛吹市社会福祉協議会）や相談支援事業所等と連携しながら、成年後見制度の利用が必要と考えられる人の把握に努めるとともに、成年後見制度の利用支援により障がい者の適切なサービス利用や権利擁護を図ります。 また、後見人などの担い手不足が進んでいることから、法人後見や市民後見人の育成や活動支援を行うことにより、地域で支える権利擁護の仕組みづくりを進めます。
② 法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。	
③ 市民後見人養成等事業	地域の中で障がい者に寄り添いながら日常生活上の支援を行うことのできる市民後見人の育成と活動支援を行います。	
④ 成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度について広く知ってもらい、利用しやすくなるようにします。	
(3) 意思疎通支援事業		
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語・音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、本人とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣などを行います。	意思疎通支援事業の実施により聴覚障がい者などの意思疎通の円滑化を図るとともに、手話通訳者などの担い手の人材育成や手話奉仕員・朗読奉仕員の養成に取り組みます。
② 手話通訳者設置事業	手話通訳者を市窓口配置し、聴覚障がい者などの相談や事務手続き時の利便を図ります。	
③ 手話・朗読奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者および視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対して、講習会・研修会などの方法によって手話および朗読に必要な技術などの指導を行い、手話・朗読奉仕員の養成を行います。	

(4) 日常生活用具給付等事業	主に在宅の障がい者や障がいをもつ子どもに対して、障がいの特性に合わせた自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。	日常生活用具の給付により、障がい者の日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援します。
(5) 移動支援事業	移動に著しい制限のある視覚障がい者・全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、社会生活に必要な外出や余暇活動への参加時にヘルパーが移動の支援を行います。	障がい者の社会生活上必要な外出および余暇活動などへの参加を支援し、障がい者の社会参加を促進します。
(6) 地域活動支援センター	障がい者などが通う地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの事業を行います。	身近な地域で、障がい者などの集う場となる地域活動支援センターの活発な活動と安定的な運営を支援し、障がい者などの社会との交流を促進します。
(7) その他の事業		
① 日中一時支援事業	障がい者などの日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援および障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	障がい者などの社会参加の促進と、日常的に介護する家族への介護負担軽減などの支援をします。
② 日常生活支援事業	作業指導や生活指導等により、社会復帰の促進や地域における自立と社会参加のための訓練などを実施します。	精神障がい者デイケア、歩行や身辺家事などの生活訓練、創作的活動や地域交流などの本人活動支援を実施し、地域社会の一員として充実した生活を送れるよう支援します。
③ 社会参加促進事業	スポーツやレクリエーションを通して、障がい者の社会参加や交流の機会を提供します。	スポーツ教室・スポーツレクリエーション大会などを実施して、障がい者の社会参加や地域交流を図ります。

6 計画の推進（追記事項）

（１）計画の検証と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講ずることとされています。

計画の内容を具現化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが必要です。本計画の着実な実行に努めるため、計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議を行いながら、「計画（Plan）」、「実施・実行（Do）」、「点検・評価（Check）」、「処置・改善（Action）」のPDCA マネジメントサイクルの着実な実行に努めます。

そのためにも、笛吹市地域自立支援協議会などと協議しながら、本計画の実施状況などの点検や計画自体の問題点の把握などを行っていきます。また、成果目標および活動指標については、少なくとも1年に1回はその実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析および評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどを行っていきます。

（２）関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、地域の様々な関係機関・団体との連携が不可欠です。

このため、基幹相談支援センターを中心として、重層的支援体制の視点を持ちながら庁内関係課はもとより、保健・医療・福祉・労働・教育等に関わる地域の関係機関・団体との連携強化に努め、障がいのある人が身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるような支援体制を構築し、計画の推進を図ります。

また、サービスの基盤整備については、本市だけでなく広域的に取り組む必要がある事項も多いことから、県や近隣の市町村と連携しながら、計画を推進していきます。

〔参考資料〕

障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数

(人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害種別										
視覚	281	282	257	255	245	245	240	239	244	258
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく	315	319	301	312	327	334	331	331	338	331
肢体	1,965	1,956	1,802	1,765	1,774	1,745	1,683	1,645	1,594	1,557
内部	1,076	1,091	1,040	1,059	1,067	1,073	1,032	1,045	1,037	1,012
合計	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,397	3,286	3,260	3,213	3,158

* 出展：山梨県福祉保健部障害福祉課統計(各年度4月1日現在)

療育手帳所持者数

(人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
区分										
療育手帳所持者数	449	470	501	521	539	554	566	575	604	594

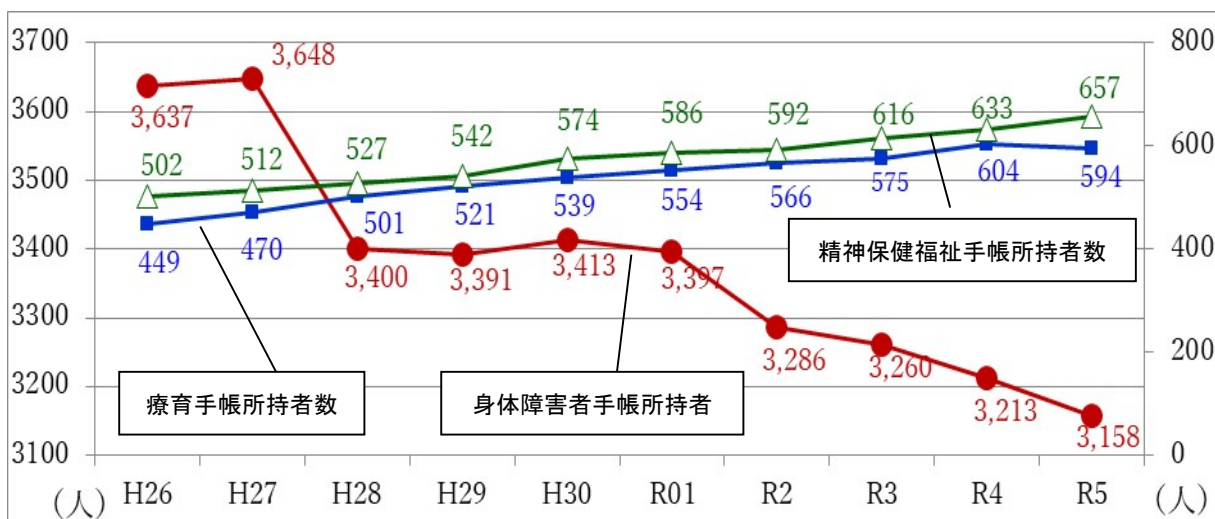
* 出展：山梨県福祉保健部障害福祉課統計(各年度4月1日現在)

精神保健福祉手帳所持者数

(人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
区分										
精神保健福祉手帳所持者数	502	512	527	542	574	586	592	616	633	657

* 出展：山梨県福祉保健部健康増進課統計(各年度4月1日現在)



* 注) 元号の変更は2019年5月1日ですが、4月1日現在のデータでも令和元年(元年・R1)で表記しています。

笛吹市第 7 期障害福祉計画
笛吹市第 3 期障害児福祉計画
令和 6 年 3 月策定

笛吹市 保健福祉部 障害福祉課

笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所保健福祉館 2 階
電話 055-262-1273 FAX 055-262-1276